

出版大学事件

判決年月日 平成23年5月17日

事件名 平成23年(行ケ)第10003号 審決(不服・請求不成立)取消請求事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110518115421.pdf>

担当部 知的財産高等裁判所第2部

【コメント】

- ・ 本判決は、「出版大学」の文字を含む本願商標を指定役務である「技芸・スポーツ又は知識の教授」の役務について使用するときには、役務の主体が学校教育法に基づいて設置された大学であるかのような誤認を生じる可能性が高いと判断し、このような誤認を生ぜしめることは、一定の基準を満たす教育施設にのみ一定の学校の名称を使用させることにより学校教育制度についての信頼を維持しようとする学校教育法の趣旨ないし公的要請に反するので、本願商標は商標法4条1項7号に該当するとの審決の認定判断に誤りはないと判断しました。
- ・ 商標法4条1項7号に該当するケースについて、「商標審査基準」(改訂第9版)は、その構成自体がきょう激、卑わい、差別的、他人に不快を与えるような文字・図形、あるいは、文字・図形自体がそうでなくとも、指定商品・指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会一般の道徳観念に反する場合、他の法律によって使用が禁止されている商標、特定の国・国民を侮辱する商標、国際信義に反する商標、を挙げています。
- ・ 学校教育法135条1項は、「教育施設は」「...学校の名称又は大学院の名称を用いてはならない。」と規定しており、一方で、本判決は、原告が「教育施設」を擁しているとの認定をしていません。そのため本判決は、原告が指定役務について本願商標を使用することが、学校教育法135条1項に違反する、すなわち、商標審査基準の のケースに該当するとの判示はしていません。しかしなお、「学校教育法135条1項の趣旨ないし公的要請に反し、学校教育制度に対する社会的信頼を害する」との表現で、商標法4条1項7号該当性を肯定しています。
- ・ 従前より、国家資格等を誤信させる商標については、国家資格等の制度に対する社会的信頼を失わせ、公序良俗を害するおそれがあるものとして、原則として、商標法4条1項7号に該当するものとして拒絶されており、裁判例もあります(後掲他多数)。同様の観点から、学校教育法上の「学校の名称の専用」の趣旨に反するとして、「PATENT UNIVERSITY」や「特許大学院」との商標も公の秩序を害すると判断されており(後掲)、本判決は、これらの裁判例を踏襲した判断をしたものと思われます。

【参考】

- ・ 国家資格等を誤信させる商標であるとして商標法4条1項7号に該当すると判断した裁

判例としては、以下のものがあります。

東京高判 S56.8.25 (昭和55年(行ケ)第101号)「特許修士事件」(判例工業所有権法2757の12頁)

東京高判 S56.8.25 (昭和55年(行ケ)第181号)「PATENT UNIVERSITY事件」(判例工業所有権法2757の13頁)

東京高判 S56.8.31 (昭和55年(行ケ)第96号他)「特許建築学博士他事件」(無体財産権関係民事・行政裁判例集13巻2号608頁)

東京高判 S56.8.31 (昭和55年(行ケ)第182号)「特許大学院事件」(判例工業所有権法2757の25頁)

東京高判 H15.10.29 (平成15年(行ケ)第250号)「食養士事件」

・商標法4条1項7号(公序良俗違反)につき判断した近時の裁判例としては、以下のものがあります。

知財高判 H22.7.15 (平成21年(行ケ)第10173号)「パパウォッシュ事件」(出願経緯の社会的相当性)

知財高判 H22.8.19 (平成21年(行ケ)第10297号)「Asrock事件」(剽窃の出願)

知財高判 H22.9.14 (平成21年(行ケ)第10263号,平成21年(行ケ)第10299号)「スマイリー事件」(国際信義違反等)

知財高判 H22.11.8 (平成21年(行ケ)第10040号)「POLO事件」(15号,19号該当性と7号該当性の関係)

知財高判 H22.3.17 (平成21年(行ケ)第10342号)「SPC事件」(出願経緯の社会的相当性)

【事例】

「出版大学」との文字を含む本願商標(指定役務:第41類(技芸・スポーツ又は知識の教授,セミナーの企画・運営又は開催,電子出版物の提供,図書及び記録の供覧,書籍の制作,教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作(映画・放送番組・広告用のものを除く。),興行の企画・運営又は開催(映画・演劇・園芸・音楽・演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。))通訳,翻訳)について,出願人が,本願商標は商標法4条1項7号に該当すると判断した拒絶審決の取り消しを求めたところ,本願商標は学校教育法135条1項の趣旨ないし公的要請に反し,学校教育制度に対する社会的信頼を害することになり,商標法4条1項7号に該当するとして,審決の認定・判断に誤りはないとした事例。

【判決内容の概要】

1 本願商標から生じる称呼及び觀念について

「(本願商標における)...文字と図形から成る本願商標からは,「しゅっぱんだいがく」の

称呼を生じさせることは明らかであって、後記学校教育法の規定を念頭に置くまでもなく、「出版大学」の文字から、最高学府に位置し、「出版」について教授し研究する教育機関との観念を生じさせることも明らかである。」

2 「出版」に関する学術研究等の存在について

「(種々の例を挙げて)上記事実によれば、日本においては学問分野の1つとして「出版学」と称される学問領域が存在し、出版に関する学術研究等がされ、大学における教授の対象となっていることが認められる。」

3 大学の名称について

「学校教育法に基づいて設置された既存の大学として、「健康医科大学」、「サイバー大学」、「産業医科大学」、「電気通信大学」、「人間環境大学」、「人間総合科学大学」、「ビジネス・ブレイクスルー大学」、「佛教大学」、「保健医療大学」、「流通科学大学」、及び「流通経済大学」といった大学が存在することが認められ(乙5)、これらの大学の名称からすれば、「教育内容を想起させる語+『大学』という組合せのみからなる大学の名称は少なからず存在する。」

4 商標法4条1項7号該当性について

【裁判所の判断】

「このように、日本においては学問ないし学術分野として「出版学」と称して、出版に関する学術の研究等がなされ、大学における教授の対象となっていること、「教育内容を想起させる語+『大学』という組合せからなる名称の大学が少なからず存在することからすれば、本願商標を構成する「出版大学」の文字部分は、学校教育法に基づいて設置された大学の名称を表示したものであるかのように看取され観念される可能性が高いというべきである。

そして、本願商標の指定役務には「技芸・スポーツ又は知識の伝授」があり、この中には、学校教育法で定める学校において知識等を教授し又は教育する役務が含まれるところ、学校教育法に基づいて設置された大学の名称(出版大学)と看取される可能性の高い文字部分を含む本願商標を上記役務に使用するときには、これに接する一般需要者に対し、当該役務の提供主体が、あたかも学校教育法に基づいて設置された大学であるかのような誤認を生じさせるおそれがあるというべきである。

学校教育法は、1条で「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。」、3条で「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」、135条1項で「専修学校、各種学校その他第1条に掲げるもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称又は大学院の名称を

用いてはならない。」と規定しているところ、これは、一定の教育又は研究上の設備目的を有し、法令に定める設置基準等の条件を具備する同法1条に定める学校の教育を公認するとともに、1条に掲げる学校以外の教育施設が1条掲記の「学校の名称」を用いることによって、これに接した者が当該教育施設の基本的性格について誤った認識を持ち、不利益を被らないようにするためのものと解される。

このような学校教育法の規定からすると、「大学」との名称を用いる教育施設は、学校教育法所定の最高学府であると一般に認識されるものであるから、本願商標によって生じる前記のような観念からすると、本願商標が使用される役務次第では、このような意味を持つ「出版」という学問、研究分野についての大学に関連する商標との認識が持たれることになりかねない。」

【原告の主張に対する判断】

「原告が主張するところによっても、原告は教育施設を擁するものではないから、「大学」という名称を用いても直ちに学校教育法135条1項の規定に違反するとはいえないかもしれない。しかしそうだとすると、学校教育法に基づいて設置された大学を表示するものと誤認されるおそれのある本願商標をその指定役務に含まれる「技芸・スポーツ又は知識の教授」の役務に使用することになれば、これに接した需要者に対し、役務の提供主体があたかも学校教育法に基づいて設置された大学であるかのように誤認を生じさせることになり、教育施設である「学校」の設置基準を法定した上で、この基準を満たした教育施設にのみその基本的性格を表示する学校の名称を使用させることによって、学校教育制度についての信頼を維持しようとする学校教育法135条1項の趣旨ないし公的要請に反し、学校教育制度に対する社会的信頼を害することになるというべきである。

したがって、本願商標は公の秩序を害するおそれがある商標というべきであり、本願商標が商標法4条1項7号に該当するとした審決の認定、判断に誤りはない。」

【本願商標】



〔文責：中村 理紗〕以上